

平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する 基本的な考え方（案）

1. 選考、選定・指定について

【事業者の選考について】

地域密着型サービス事業者の選考については、青森市地域密着型サービス等運営審議会（以下「運営審議会」という。）において選考を行うものとする。
（青森市地域密着型サービス等運営審議会条例第 3 条（1）のイ）

【事業者の選定・指定について】

地域密着型サービス事業者の選定及び指定については、青森市長が決定するものとする。
（介護保険法第 78 条の 2）

2. 一次審査《書類選考の実施》

【評価方法】

一次審査については、選考基準に基づき評価を行うものとし、個別項目採点基準の中間点数を足し上げた 57 点以上の評価点数を満たす上位 5 者を、二次審査の候補者として選考するものとする。

評価点数は運営審議会委員全員の平均点とする。

【留意事項】

① 一次審査の選考について

一次審査に当たり、事前に運営審議会委員へ選考書類を送付し、仮採点を行うものとする。

一次審査当日に審査会場備え付けの応募者を特定できない「応募申請書」「提案書」「資金計画関係書類」「建物関係書類」「法人の概要に関する書類」について、別紙 1「青森市地域密着型サービス事業者選考基準」に基づき選考を行うものとする。

② 運営審議会委員が関連する法人から応募があった場合について

運営審議会委員が関連する法人から応募があったサービスについては、公募の公平性、中立性を図る観点から、当該委員は、当該サービスに係る審査から外れるものとする。

③ 応募者が特定できる内容について

応募書類に添付されている、法人の沿革及び事業概要調書については、その内容により応募者が特定される可能性があることから、応募者が特定できる内容については、伏せるものとする。

【応募者に対する通知】

一次審査の結果、書類選考外となった者及び二次審査の候補者となった者に対し結果通知文を発送する。また、二次審査の候補者については、二次審査の実施日、実施予定時刻、二次審査の

方法等について事前に通知するものとする。

3. 二次審査《業務提案（プレゼンテーション）の実施》

【評価方法】

二次審査における評価方法については、より明確な評価を実施するために地域密着型サービスを提供する上で重要となる要点を踏まえ、業務提案（プレゼンテーション）に関する評価及び運営審議会委員による事業者に対する質疑応答に関する評価を行うものとする。

【留意事項】

- ① 二次審査の出席者について
事業を運営する同一法人の者3人までを出席可とする。
- ② 業務提案（プレゼンテーション）の時間について
自己PR 5分、質疑応答 10分を基本とするが、二次審査の対象者数に応じて調整するものとする。
- ③ 事業者が二次審査にて配付する資料について
二次審査において事業者が運営審議会委員に対し資料の配付を行う場合については、事業者の固有情報等を記載しないものとする。
- ④ 二次審査での事業者名の非公開について
応募者の特定ができないように、事業者名や代表者名、二次審査担当者名を公表しないよう伝え、事前に応募者に対する通知により知らせた応募者番号をもって二次審査での業務提案（プレゼンテーション）を行うものとする。
- ⑤ 青森市地域密着型サービス等運営審議会委員が関連する法人より応募があった場合について
運営審議会委員が関連する法人より応募があったサービスについては、公募の公平性、中立性を図る観点から、当該委員は、当該サービスに係る審査から外れるものとする。
- ⑥ 評価について
二次審査の評価については、運営審議会委員が以下の評価点数により評価を行うものとする。

《業務提案（プレゼンテーション）に関する評価》配点 100 点

【大変良い：100点 良い：75点 普通：50点 やや劣る：25点 劣る：0点】

《質疑応答に関する評価》配点 100 点

【大変良い：100点 良い：75点 普通：50点 やや劣る：25点 劣る：0点】

4. 選考会議

① 選考方法について

運営審議会委員による二次審査の結果を踏まえて順位付けを行い、50 点以上を確保した順位 1 位の者を選考するものとする。

順位付けに当たって、運営審議会委員の業務提案（プレゼンテーション）に関する評価及び質疑応答に関する評価の平均点により行うこととする。

② 同点者が出た場合について

採点により順位 1 位に同点者が出た場合には、再度、その事業者に対し順位付けを行うものとする。

③ 二次審査の対象者が、公募事業者数と同数であった場合について

運営審議会委員による二次審査の結果を踏まえ、「業務提案（プレゼンテーション）」の内容を評価し、50 点以上を確保したとき、選考するものとする。

5. 事業者の選定

選考会議の結果を踏まえ、青森市長が事業者を選定する。